

マクロン大統領の経済政策 ～今後フランスでの投資条件がいかになるか～

去る5月14日、フランス大統領官邸で政権交代の式典が行われ、エマニュエル・マクロン氏が39歳というフランスの歴史上、最年少の大統領に就任しました。

翌月の6月18日には、フランス国民議会（下院）選挙の結果、マクロン氏の共和国前進党（Les Républicains En Marche）と大統領多数派の民主運動党（MoDem）が衆院議会577席中361席を獲得するという快挙を成し遂げました。

マクロン大統領の経済政策について、今後、「フランスでの投資条件がいかになるか」をテーマに、今回のニュースレターを配信いたします。

1. 企業

マクロン大統領の経済政策白書（programme économique）によれば、企業に向けて主に以下の6つの点で改革を行おうとしています。

- 独立自営業者の社会保障機関（Régime Social des Indépendants – RSI）を解体

商工業自営業者（Profession industrielle et commerciale）、手工業職人（Artisan）、自

由職業者（Profession Libérale）などの独立自営業者を対象とした「特別制度」の社会保険料は、2006年に創設されたRSI（Régime Social des Indépendants）が徴収を行っています。

フランスでは280万人の独立自営業者がRSIに社会保険料を納付しています。

RSIは、中央金庫と地方行政区分レジオン（Région）をベースに設置された30の地方金庫により構成されています。しかし、この複雑化した構造が日々の運営に影響して数々のトラブルを自営業者らに与えているとされます。

そこで、マクロン大統領はこのRSIを解体し、「一般制度」の社会保険機関（給与所得者を対象とする保険機関）に運営を任せるという改革を予定しています。その結果、現在RSIで雇われている職員を一般社会保険制度の徴収機関に移転させた上で、独立自営業者専門のサービス部署を内部に設ける予定です。専門家やメディアの見解では、この改革は最低2年はかかると予測されています。

▶ ミクロ事業の発展を援助

しばしば会社設立の前段階として行われるミクロ事業(現 Auto-entreprenariat、一名企業主)を発展させるために、ミクロ事業家の社会負担を最初の1年は免除し、売上げ限度額の条件を廃止する予定です。

▶ ミスを犯す権利 (droit à l'erreur)

フランスの行政機関の今までの役割であった「制裁」に代えて、「忠告」と「サポート」を中心とした行政制度への改革が予定されています。たとえば、労働者のボーナスに係る社会負担金を会社が未納・滞納した場合、従来の徴収機関は罰金を科する事が出来ました。しかし、改革が実行されれば、会社が「ミス」の証拠を提出すれば一度の忠告で済み、罰金の支払いを免除されることになります。

▶ すべての労働者、独立自営業者に失業保険を適用する

改革により、一般の給与所得者と同様に、商工自営業者、手工業職人、自由職業者、農業従事者にも今まで与えられていなかった失業保険に加入する権利を与える予定です。

さらに、今まで辞職者には失業保険が適用されませんでした。労働者が辞職して別の職に就きたい場合、5年ごとに失業保険手当の権利を与えるという改革を行おうとしています。

▶ 労働コストの削減

国のサポートで企業の社会保険負担額を減少させつつ、「競争力強化と雇用創出のための税額控除¹」を廃止する改革を行おうとしています。この社会保険負担額の削減と税額控除の廃止により、未熟練労働者の雇用を促進し、フランス最低賃金²に係る社会保険負担額をゼロにすることを目的としています。

¹CICE - Crédit d'Impôt pour la compétitivité et l'emploi
² 2017年のフランス最低賃金は月額 1480.27 ユーロ

▶ 労働者の給料を値上げ

社会保障税³の引き上げを行うにあたって、給料に課税されている失業保険負担金と保険拠出金を廃止し、労働者の全体の給料を値上げする改革です。たとえば、課税前の金額で、月の給料が2000ユーロの場合に、500ユーロの値上げとなる予定です。

2.労働法の改正

▶ 労働組合との交渉・企業内労使関係の緩和

労働組合との交渉に関する基本原理(労働時間、最低賃金など)は法律で定められています。

マクロン大統領の労働法改正では、労働時間、労働の組織化など、それぞれの企業レベルで労使交渉を行ない、当事者が企業内で協定を結ぶことが予定されています。よって、国(法律)ではなく、企業と労働者が直接、労働に関する規則を交渉し、定める事になります。

その他、企業内にある複数の労働委員会(健康・安全・労働条件委員会-CHSCT、企業委員会-Comité d'entreprise等)を統一化し、労働協定の交渉を能率的に進めることを予定しています。

▶ 労働法典の改正

マクロン大統領が掲げる労働法改正において予定されているのが労働法典を簡素化させることです。

そのために、まず現在の労働法を今夏から政令(オルドナンス)で改正することを予定しています。改正の三大テーマは：

- ① 企業内での労働協定の交渉を能率化する
- ② 企業内の労働委員会を統一化する

³ CSG - Contribution Sociale Généralisée

- ③ 企業が不当解雇を行った場合の損害賠償の最高額を設置する⁴

さらに、労働法典をデジタル化するとともに、労働関連の行政機関に直接質問できるインターネットサイトを立ち上げる予定です。

3.税法の改正

現在、法人税の基本実効税率が**33.3%**となっていますが、マクロン氏は大統領任期である**5年**の間に**25%**まで引き下げようとしています。この法人税引き下げは**2018年**から始まり、次第に目的である**25%**に達する予定です。

その他、富裕税（**Impôt de Solidarité sur la Fortune – ISF**）が、新たに不動産所得税（**Impôt sur la Fortune Immobilière – IFI**）に代わります。この不動産所得税は、今までの富裕税のように純資産額から算出された税ではなく、唯一、所有している不動産を課税の基盤として計算・徴収されます。

すべての資本課税（利益配当に係る税、利息税等）は唯一**30%**の税率に統一化されますが、預金口座（**Livret A, PEA**）に係る税は変更されません。

また、課税対象者の**80%**が、住宅税の免除の対象となる改革が予定されています。**2020年**までに、三段階で住宅税を廃止し、フランスの住民の**5人中4人**は払わないように改革が行われる予定です。結果、年間収入が**2万ユーロ**（カップルの場合に**4万ユーロ**）の住民だけに支払い義務を課する予定です。

※注：2017年秋から**5年間**の財政計画法を政府が発表する予定です。

⁴ 人種差別による解雇・ハラスメントによる辞職に対しての損害賠償にはこの法改正は適用されない。

4.司法

- 請求金額**4,000ユーロ**以下の訴訟の裁判期間を短縮し、手続をデジタル化させる

請求金額が**4,000ユーロ**以下のすべての民事裁判の提訴から判決までの期間を**2ヶ月**間に短縮し、また、判決書をメールで送信できるようにする事を予定しています。

- 弁護士、執行官、公証人による和解協定の締結を目的とした公的サイトを開設する

このインターネットサイト上で締結される協定は裁判判決と同等の効力が与えられます。この改革によって、フランスの裁判所が抱える大量の案件数を減少させ、同時に裁判期間を短縮することが期待されます。

5.欧州・国際

欧州・国際に関わるマクロン大統領の改革は主に**3点**あります：

- アンチ・ダンピング措置を強化し、インドや中国の不当な競争を阻止する
- 欧州内で生産の過半数を行う企業を優先的に受け入れる「**Buy European Act**」を設置する
- デジタル市場を統一化させる

経済政策として、欧州レベルで**50億ユーロ**の**VC**ファンドを設け、スタートアップ企業を援助することを予定しています。

また、EU-米国間の個人情報移転に関する協定「**EU-US Privacy Shield**」を再交渉し、**2028年**までにEU加盟国民の個人情報の保護を強化することを掲げています。

6.外国人・移民法

多くの才能ある外国人をフランスに受け入れるために、「パスポート・タラン」の取得手続きを緩和し、取得期間を短縮する予定です。また、フランスの大学で修士課程を修了した外国人にはフランスでの就職を簡素化する予定です。

その他、短期滞在期間中にフランス外への移動を行える「移動ビザ」を発行し、EU圏内の移動とフランスの再入国を容易化させる予定です。

ALTANA
VOCATS • PARIS

45 rue de Tocqueville • 75017 Paris, France
Tél. : +33 (0)1 79 97 93 00
www.altanalaw.com
www.altanalaw.com/ja/japandesk



JAPAN DESK

Jean Philippe Thibault - jpthibault@altanalaw.com

Pascal Souhei Mages - pmages@altanalaw.com / Tami Chida - tchida@altanalaw.com

